医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的として、この要綱の第２条各号の規定に基づき、医療提供体制施設整備事業を実施する者が当該事業を実施するのに要する経費及び市町村が補助する場合における当該事業に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成２１年３月３０日厚生労働省発医政第０３３０００４号厚生労働事務次官通知）、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和５４年７月２７日厚生省発医第１３７号厚生事務次官通知）、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　本交付要綱により補助金を交付する事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（１）休日夜間急患センター施設整備事業

医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は第２項に規定する特定地方独立行政法人を除く。以下「病院等の開設者」という。）が行う昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センターの施設整備事業に対して市町村が補助する事業

（２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者（ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は第２項に規定する特定地方独立行政法人を除く。以下「病院の開設者」という。）が行う「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院の施設整備事業に対して市町村が補助する事業

（３）救命救急センター施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センターの施設整備事業

（４）小児救急医療拠点病院施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院の施設整備事業

（５）小児医療施設施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設の施設整備事業

（６）周産期医療施設施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設の施設整備事業

（７）共同利用施設施設整備事業

病院の開設者（ただし、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う昭和５９年１０月２５日健政発第２６３号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設の施設整備事業

（８）医療施設近代化施設整備事業

病院等の開設者が行う平成５年１２月１５日健政発第７８６号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業

（９）基幹災害拠点病院施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業

（10）地域災害拠点病院施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

（11）腎移植施設施設整備事業

病院の開設者が行う昭和５５年１１月４日医発第１１０５号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設の施設整備事業

（12）特殊病室施設整備事業

病院の開設者が行う平成７年６月５日健医発第７１６号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室の施設整備事業

（13）治験施設施設整備事業

病院の開設者（ただし、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う平成１２年４月３日健政発第４６４号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設の施設整備事業

（14）医療施設等耐震整備事業

　病院及び看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。また、看護師等養成所の開設者については国立大学法人も除く。）が行う「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業

（15）アスベスト除去等整備事業

病院等の開設者が行う平成１８年２月３日医政発第０２０３００５号厚生労働省医政局長通知「アスベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

（16）院内感染対策施設整備事業

病院及び有床診療所の開設者（ただし、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う平成２１年３月３０日医政発第０３３０００９号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づく院内感染対策施設整備事業

（17）医療機器管理室施設整備事業

病院の開設者（ただし、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う平成１６年４月１日医政発第０４０１０２４号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

（18）地球温暖化対策施設整備事業

病院等の開設者が行う平成２１年３月３０日医政発第０３３０００８号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

（19）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

　　　有床診療所等の開設者が行う平成２６年３月７日医政発０３０７第３号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

（20）看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

　　　平成２２年３月２４日医政発０３２４第２１号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

（21）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

　　　「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

（22）死亡時画像診断システム等施設整備事業

平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する死亡時画像診断システム等施設整備事業

（23）医療施設浸水対策事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設浸水対策事業

（24）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

（25）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

令和６年３月１日医政発０３０１第２号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が行う協定締結医療機関の施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

（補助金の対象除外）

第３条　補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

（補助額の算定方法）

第４条　この補助金の額は、次により算定するものとする。

(1) 別表１の第１欄に掲げる事業区分別に、第２欄に定める基準額と第３欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額を補助基本額とする。

(3) 前号の補助基本額に０.３３（ただし、第２条第９号及び第１０号のうち耐震化に伴う補強が必要と認められるもの並びに同条第１４号並びに同条第１９号のうち自動火災報知設備を新設する場合以外の事業並びに同条第２０号並びに同条第２２号にあっては０.５０とし、同条第１９号のうち自動火災報知設備を新設する場合及び同条第２５号のうち病棟等の感染対策に係る整備及び個人防護具保管施設の整備にあっては１.００とし、同条第１６号及び同条第２４号にあっては３分の１とし、同条第２５号のうち病室の感染対策に係る整備にあっては３分の２とする。）及び知事が定める調整率を乗じて得た額（ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を、事業区分ごとに合計した額を補助額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第３条第１項の規定による申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 経費所要額調（別紙１）

(2) 事業計画書（別紙２）

(3) 整備施設の構造設備の概要及び運営方法を記載した資料

(4) 補助対象区域の工事設計図

(5) 工事仕訳書（補助対象経費の実支出額を証する資料）

(6) 総事業費及び寄附金その他収入額を証する資料

(7) 歳入歳出予算書の抄本（市町村が補助する事業に限る。）

(8) その他、参考となる書類

２　規則第３条第３項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号及び第６号に掲げる事項とする。

３　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

　　ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（補助金の交付条件）

第６条　規則第５条の規定による補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち、補助金の交付額に変更が及ぶ場合又は建物の設置場所、規模、構造若しくは用途の変更（知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及び証拠書類（契約書、領収書等）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間整備保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数を経過している場合を除く。

(6) 財産は、当該補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって、財産管理台帳等整備のうえ管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(7) 財産のうち、一件当りの取得価格が５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上のものを処分しようとするとき（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(9) 補助事業を実施するために請負契約を締結する場合は、一括下請の承認をしてはならないこと。

(10)第５条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１２条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11)第５条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１３条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、消費税等仕入控除税額確定報告書（第３号様式）により、その金額（前第１０号の規定により減額した場合は、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12)市町村長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第１号から前号までの条件を付すこと。この場合において、「補助事業」を「間接補助事業」に、「知事」を「市町村長」に、「県」を「市町村」に読み替えるものとする。

(13)補助事業者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(14)その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

２　規則第５条第１項第１号の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

(1) 設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない場合

(2) 補助事業の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない場合

（補助金の交付決定の通知）

第７条　規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第８条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第９条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第１０条　補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第１１条　補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、補助事業遂行状況報告書（第６号様式）により、知事が別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第７号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月５日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 経費所要額精算書（別紙３）

(2) 事業実績書（別紙４）

(3) 工事仕訳書（補助対象経費の実支出額を証する資料）

(4) 契約書又は見積書の写し

(5) 領収書又は請求書の写し

(6) 歳入歳出決算書（見込）の抄本（市町村が補助する事業に限る。）

(7) 間接補助事業者が市町村に対してする実績報告に関する書類の写し（市町村が補助する事業に限る。）

(8) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真

(9) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）

(10) 建築基準法第７条第５項の規定による竣工検査書、その他検査調書の写し

(11) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１３条　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第８号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第１４条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は１部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

　附　則

 改正後の要綱は、平成１９年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、平成２２年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、平成２６年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、平成２７年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、平成２９年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、平成３０年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、令和元年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、令和２年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、令和３年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、令和３年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　附　則

　改正後の要綱は、令和４年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附　則

　改正後の要綱は、令和５年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附　則

　改正後の要綱は、令和５年度２月補正の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

　別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　事業区分 | ２　基準額 | ３　対象経費 |
| (1) 休日夜間急患センター施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積(1) 人口10万以上の場合　　150㎡　(ただし、特別に必要がある場合は 300㎡を限度とする。)(2) 人口 5万以上10万未満の場合　　100㎡　(ただし、特別に必要がある場合は 200㎡を限度とする。) | 　休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費　診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備　等 |
| (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　150㎡　(ただし、特別に必要がある場合は 300㎡を限度とする。また、心臓病専用病室(ＣＣＵ)を整備する場合は、１床当たり(２床を限度とする。)15㎡を加算し、脳卒中専用病室(ＳＣＵ)を整備する場合は、１床当たり(２床を限度とする。)15㎡を加算する。) | 　病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費　診察室、処置室、手術室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室・心臓病専用病室(ＣＣＵ)・脳卒中専用病室(ＳＣＵ))、便所、玄関､廊下、暖冷房、附属設備　等 |
| 　心臓病専用病室(ＣＣＵ)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　15㎡×心臓病専用病床数　(ただし、２床を限度とする。) | 　心臓病専用病室(ＣＣＵ)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| 　脳卒中専用病室(ＳＣＵ)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　15㎡×脳卒中専用病床数　(ただし、２床を限度とする。) | 　脳卒中専用病室(ＳＣＵ)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| (3) 救命救急センター施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　2,300㎡(ただし、30床未満の場合は、１床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室(ＳＣＵ)を整備する場合は、１床当たり(４床を限度とする。)15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（６床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）)15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）15㎡を加算する。）　 | 　救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費(1) 病棟(病室、集中治療病室(ＩＣＵ)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等)(2) 診療棟(検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備　等)(3) その他　(事務室、機械室、自家発電室　等)(4) 脳卒中専用病室(ＳＣＵ)(5) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室）(6) 心臓病専用病室（ＣＣＵ）(7) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室） |
| 　ヘリポート１か所当たり　92,489千円 | 　ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　脳卒中専用病室(ＳＣＵ)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　15㎡×脳卒中専用病床数(ただし、４床を限度とする。) | 　脳卒中専用病室(ＳＣＵ)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| 　小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。　基準面積　15㎡×小児救急専門病床数(ただし、6床を限度とする。) | 　小児救急専門病床(小児専門集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| 　心臓病専用病室(ＣＣＵ)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。　基準面積　15㎡×心臓病専門病床数(ただし、４床を限度とする。) | 　心臓病専用病室(ＣＣＵ)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| 　重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。　基準面積　15㎡×重症外傷専門病床数(ただし、４床を限度とする。) | 　重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　病棟(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| 　補強が必要と認められるもの　基準面積　2,300㎡×51,300円 | 　救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 |
| (4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　150㎡ | 　小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費　診察室、処置室、手術室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室　等 |
| (5) 小児医療施設施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　800㎡ | 　小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(1) 診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室　等)(2) 小児専用病棟(病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等) |
| (6) 周産期医療施設施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　300㎡ | 　母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費　周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。）(病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等) |
| (7) 共同利用施設施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合算額とする。基準面積(1) 特殊診療棟　300㎡(2) 開放型病棟一般病床×１床当たり基準面積(１床当たり基準面積)耐火構造 　13.88㎡ブロック・木造　12.56㎡(ただし、50床を限度とする。)　ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。 | 　共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費(1) 特殊診療棟(共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門)(2) 開放型病棟(病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等) |
| (8) 医療施設近代化施設整備事業 | 　次により算定された額の合計額とする。(1) 精神病棟　　ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表２に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする｡ア　病棟整備(ｱ) １床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合　　25㎡×整備後の整備区域の病床数(ｲ) １床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合　　22㎡×整備後の整備区域の病床数イ　平成５年１２月１５日健政発第７８６号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の３の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合(ｱ) 整備区域の病床数を20％以上削減する場合　　25㎡×整備後の整備区域の病床数(ｲ) 整備区域の病床数を20％未満削減する場合　　15㎡×整備後の整備区域の病床数ウ　平成５年１２月１５日健政発第７８６号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の３の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合　　電子カルテシステムを整備する場合　　１床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数　　ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は１病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。(2) 結核病棟改修等整備事業　　ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表２に定める単価を乗じた額とする。ア　病棟整備(ｱ) １床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合　　25㎡×整備後の整備区域の病床数(ｲ) １床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合　　22㎡×整備後の整備区域の病床数イ　陰圧化等空調整備を併せて行う場合　　15㎡×整備後の整備区域の病床数(3) 診療所ア　承継に伴う診療所　　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。(ｱ) 無床の場合　160㎡(ｲ) 有床の場合　①５床以下の場合　　240㎡　②６床以上の場合　　760㎡イ　改修等により療養病床を整備する診療所　　１床当たり4,616千円　×整備後の療養病床の病床数(4) 療養病床療養環境改善事業　　ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表２に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする｡　ア　機能訓練室　　　１医療機関当たり　40㎡　イ　患者食堂　　　療養病床１床当たり　　　　　　　　　　1㎡　ウ　浴室　　　浴室１か所当たり　　　　　 　13,493千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、 26,989千円とする。(5) 介護老人保健施設及び診療所　　病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合ア　介護老人保健施設　　整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価　　　（１床当たり単価）　　　　新築　4,767千円　　　　改築　5,720千円　　　　改修　2,384千円イ　病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合　　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　　基準面積　160㎡ | 　医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(1) 精神病棟ア　病棟　(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等)イ　次に掲げる整備のうち知事が認める部門(ｱ) 患者療養環境改善整備(ｲ) 医療従事者職場環境改善整備(ｳ) 衛生環境改善整備(ｴ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備(ｵ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備ウ　電子カルテシステムの整備(2) 結核病棟改修等整備事業　(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等)(3) 診療所　(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室　等)　　ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあっては、次のとおりとする。　(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備　等(外来部門を除く。)) (4) 療養病床療養環境改善事業　(機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備　等）(5) 介護老人保健施設及び診療所ア　介護老人保健施設　　　整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(６の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。))　　　ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。イ　診療所　　　(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室　等) |
| (9) 基幹災害拠点病院施設整備事業 | (1) 補強が必要と認められるもの　　基準面積　　2,300㎡×51,300円(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院　　基準面積　　2,300㎡×243,800円 | 　基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 |
| 　備蓄倉庫１医療機関当たり　　　190,007千円 | 　備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　非常用自家発電装置１医療機関当たり　　　174,094千円 | 　自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　受水槽１医療機関当たり　　　160,434千円 | 　受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　研修部門１医療機関当たり　　　146,161千円 | 　研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　ヘリポート１医療機関当たり　　　171,356千円 | 　ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 給水設備１医療機関当たり 75,443千円 | 給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費 |
| 燃料タンク１医療機関当たり　　　34,791千円 | 非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費 |
| (10)地域災害拠点病院施設整備事業 | (1) 補強が必要と認められるもの　　基準面積　　2,300㎡×51,300円(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院　　基準面積　　2,300㎡×243,800円 | 　地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 |
| 　備蓄倉庫１医療機関当たり　　　53,594千円 | 　備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　非常用自家発電装置１医療機関当たり　　　174,094千円 | 　自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　受水槽１医療機関当たり　　　160,434千円 | 　受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| ヘリポート１医療機関当たり　　　92,489千円 | 　ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 給水設備１医療機関当たり 75,443千円 | 給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費 |
| 燃料タンク１医療機関当たり　　　34,791千円 | 非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費 |
| (11)腎移植施設施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　100㎡ | 　腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費　無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。) |
| (12)特殊病室施設整備事業 | 　１室当たり　79,531千円 | 　特殊病室（無菌室）整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| (13)治験施設施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。　基準面積　(1) 治験専門外来　100㎡　(2) 治験管理部門(事務部門、相談部門、その他）　 　 75㎡ | 　治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(1) 治験専門外来　　(外来診察室、処置室、検査室　等)(2) 治験管理部門　　事務部門(治験事務室、治験審査委員会事務室)　　相談部門(治験依頼者相談室、被験者相談室)　　その他(諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室　等) |
| (14)医療施設等耐震整備事業 | 病院の場合(1) 補強が必要と認められるもの　　基準面積　　2,300 ㎡×51,300円(2) ア　耐震構造指標であるIs値が0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等　　イ 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く）　　基準面積　　2,300 ㎡×243,800円看護師等養成所の場合(1) 補強が必要と認められるもの　　基準面積　　2,300 ㎡×39,200円(2) 耐震構造指標であるIs 値が0.3 未満のもの　　基準面積　　2,300 ㎡×186,300円 | 　医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 |
| (15)アスベスト除去等整備事業 | 　１㎡当たり54,100円　×アスベスト等の除去等を 行う壁等の延面積 | 　アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費 |
| (16)院内感染対策施設整備事業 | 　１室当たり15,724千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は35,787千円を加算する。 | 　医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| (17)医療機器管理室施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。　基準面積　80㎡ | 　医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 |
| (18)地球温暖化対　策施設整備事業 | 　１医療機関当たり 　104,518千円 | 　地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| (19)有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 | 　当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は① 、② に限り1施設当たり2,350千円を加算する。①通常型スプリンクラー　対象面積１ ㎡ 当たり　基準単価 23千円②水道連結型スプリンクラー　対象面積１ ㎡ 当たり　基準単価 22千円③パッケージ型自動消火設備　対象面積１ ㎡ 当たり　基準単価 27千円④消防法施行令（ 昭和36年政令第37号） 第32条適用設備　対象面積１ ㎡ 当たり　基準単価 26千円 | 　スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費 |
| 　自動火災報知設備を新設する場合　１施設当たり　1,222千円 | 　自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費 |
| (20)看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 | 　次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額の合計額とする。 　基準面積　80㎡ | 　看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 |
| (21) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 | 　非常用自家発電設備　１医療機関当たり　174,094千円 | 　非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　受水槽１医療機関当たり　160,434千円 | 　受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　給水設備１医療機関当たり　75,443千円 | 　給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費 |
| 　燃料タンク１医療機関当たり　34,791千円 | 　非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費 |
| (22)死亡時画像診断システム等施設整備事業 | １施設当たり1. 死亡時画像診断室整備の場合

42,621千円1. 解剖室整備の場合

105,782千円 | 死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 |
| (23)医療施設浸水対策事業 | (1) 医療用設備の想定浸水または基準水位以上への移設が必要と認められるもの１医療機関当たり49,130千円 | 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費 |
| (2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの１医療機関当たり　38,769千円 | 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費 |
| (3) 止水板の設置が必要と認められるもの１医療機関当たり466千円 | 止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費 |
| (4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの１医療機関当たり　26,894 千円 | （新設） |
| (24)医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 | 対象の長さ1ｍ当たり基準単価93千円（ただし30ｍを上限とする。） | ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費 |
| (25)新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業） | (1) 病室の感染対策に係る整備１室当たり14,546千円(2) 病棟等の感染対策に係る整備対象面積１㎡当たり基準単価239,300円(3) 個人防護具保管施設の整備対象面積１㎡当たり基準単価239,300円 | (1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。(2) 病床確保に係る協定締結 医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費(3) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費 |

（注）１　過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

　　　２　建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

３　補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

　別表２（１平方メートル当たり単価表）

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 種目等 | 構造別 | 単価 |
| (1) 休日夜間急患センター施設整備事業(20)看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 |  | 鉄筋コンクリート |  208,200 |
| ブロック |  180,900  |
| 木　　造 |  208,200  |
| (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業(3) 救命救急センター施設整備事業(4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業(17)医療機器管理室施設整備事業 |  | 鉄筋コンクリート | 295,100 |
| (5) 小児医療施設施設整備事業(7) 共同利用施設施設整備事業 | 病棟 | 鉄筋コンクリート | 264,400 |
| ブロック | 230,500 |
| 診療棟 | 鉄筋コンクリート | 295,100 |
| ブロック | 258,000 |
| (6) 周産期医療施設施設整備事業 |  | 鉄筋コンクリート | 264,400 |
| ブロック | 230,500 |
| (8) 医療施設近代化施設整備事業 | 病院 | 鉄筋コンクリート | 262,400 |
| ブロック | 230,500 |
| 診療所(一般地区） | 鉄筋コンクリート | 198,000 |
| ブロック | 172,200 |
| 木　　造 | 198,000 |
| 診療所(離島地区） | 鉄筋コンクリート | 212,200 |
| ブロック | 185,000 |
| 木　　造 | 212,200 |
| (11)腎移植施設施設整備事業 |  | 鉄筋コンクリート | 626,700 |
| (13)治験施設施設整備事業 | 治験専門外来 | 鉄筋コンクリート | 295,100 |
| ブロック | 258,000 |
| 治験管理部門 | 鉄筋コンクリート | 243,300 |
| ブロック | 212,500 |

（注）１　上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

２　(8)医療施設近代化施設整備事業欄の「離島地区」とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」とする。